

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 8 月 12 日 (火) 第3033号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 (※) (森林経営課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 3

公 告

- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 4
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第853号

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 8 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県造林事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県造林事業補助金交付要綱 (昭和63年鹿児島県告示第643号) の一部を次のように改正する。

別表の1の部ウ中「複層林においては、下層木がⅤ齢級」を「コンテナ苗を植栽した場合においてはⅠ齢級以下 (植栽木の健全な成長を促すために必要な場合においては、Ⅱ齢級以下)、複層林においては下層木がⅤ齢級」に改め、「(以下「下刈の作業」という。)」を削り、同部カ中「除伐等」を「除伐」に改め、「(伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18センチメートル未満の場合にあつては、この限りではない。)」を削り、同部コ中「ク」を「ケ」に改め、同部コを同部サとし、同部ケの(ニ)中「ク」を「ケ」に改め、同部ケを同部コとし、同部ク中「目的とした」を「目的として」に改め、同部クを同部ケとし、同部中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 保育間伐

適正な密度管理を目的としてⅦ齢級以下 (天然林にあつては、ⅩⅡ齢級以下) の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木 (侵入竹を含む。) の除去及び

不用木 (侵入竹を含む。) の除去及び不良木のとう汰に要する経費

	不良木のとう汰	
--	---------	--

別表の1の部事業主体の欄中「除伐等」を「除伐，保育間伐」に改め，同表の2の部(1)の項ウ中「複層林においては，下層木がⅤ齢級」を「コンテナ苗を植栽した場合にはⅠ齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合においては，Ⅱ齢級以下），複層林においては下層木がⅤ齢級」に，「下刈の作業」を「雑草木の除去」に改め，同項カ中「除伐等」を「除伐」に改め，「（伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18センチメートル未満の場合にあつては，この限りではない。）」を削り，同項コ中「ク」を「ケ」に改め，同項コを同項サとし，同項ケの(ニ)中「ク」を「ケ」に改め，同項ケを同項コとし，同項ク中「目的とした」を「目的として」に改め，同項クを同項ケとし，同項中キをクとし，カの次に次のように加える。

キ 保育間伐	適正な密度管理を目的としてⅦ齢級以下（天然林にあつては，ⅩⅡ齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰	不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費
--------	--	--------------------------------

別表の2の部(2)の項ウ中「複層林においては，下層木がⅤ齢級」を「コンテナ苗を植栽した場合にはⅠ齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合においては，Ⅱ齢級以下），複層林においては下層木がⅤ齢級」に，「下刈の作業」を「雑草木の除去」に改め，同項カ中「除伐等」を「除伐」に改め，「（伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18センチメートル未満の場合にあつては，この限りではない。）」を削り，同項ケ中「キ」を「ク」に改め，同項ケを同項コとし，同項クの(イ)中「キ」を「ク」に改め，同項クを同項ケとし，同項キ中「目的とした」を「目的として」に改め，同項キを同項クとし，同項カの次に次のように加える。

キ 保育間伐	適正な密度管理を目的としてⅦ齢級以下（天然林にあつては，ⅩⅡ齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰	不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費
--------	--	--------------------------------

別表の2の部(3)の項ウ中「複層林においては，下層木がⅤ齢級」を「コンテナ苗を植栽した場合にはⅠ齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合においては，Ⅱ齢級以下），複層林においては下層木がⅤ齢級」に，「下刈の作業」を「雑草木の除去」に改め，同項オ中「除伐等」を「除伐」に改め，「（伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18センチメートル未満の場合にあつては，この限りではない。）」を削り，同項ケ中「キ」を「ク」に改め，同項ケを同項コとし，同項クの(イ)中「キ」を「ク」に改め，同項クを同項ケとし，同

項キ中「目的とした」を「目的として」に改め、同項キを同項クとし、同項中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 保育間伐	適正な密度管理を目的としてⅦ齢級以下（天然林にあつては、ⅩⅡ齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰	不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木のとう汰に要する経費
--------	--	--------------------------------

別記第1号様式注4及び別記第2号様式注4中「除伐等」を「除伐，保育間伐」に、「林内作業及びかん水施設整備」を「林内作業場及び林内かん水施設整備」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年8月12日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成26年8月12日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第854号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 8 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡屋久島町栗生字下道面2311番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第855号

熊毛郡南種子町平山918番地3 志柿広幸及び熊毛郡南種子町平山867番地 浦辺美智生からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 8 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 南種子町平山及び中之上区域（熊毛郡南種子町平山及び中之上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 8 月 12 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
真空凍結乾燥機 1 台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 7 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
アルバック販売株式会社
東京都中央区八重洲二丁目 3 番 1 号
- 5 落札金額
59,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 6 月 6 日

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 8 月 12 日

鹿児島県警察本部長 池田克史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
X線マイクロアナライザー装置の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成27年 2 月 1 日から平成35年 1 月 31日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県

告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成26年8月12日から同月25日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成26年9月25日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月26日午前11時

イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

㊦ 交付場所 (2)に同じ。

㊧ 交付期限 平成26年8月29日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部警務部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

X-ray microanalyzer system:1set

(2) DELIVERY PERIOD:

As shown in the specification book

- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 25 September 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第85号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 8 月12日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 北斗の拳 6 拳王 H Z	サミー株式会社	4P0608
回胴式遊技機	おとめ妖怪ざくろ K D	株式会社北電子	4S0487